

豊川市監査公表第 1 1 号

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 1 2 日

豊川市監査委員	武 田 久 計
同	鈴 木 篤 男
同	中 川 雅 之

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(総務部財産管理課)

監査実施期間 令和2年 9月18日から
令和2年10月20日まで

豊川市監査公表第1号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
(改善事項) 1 備品管理事務において、備品表示票の未貼付及び備品台帳への必要事項の未記載の事例が見受けられた。財産管理課においては、全庁の備品管理を指導する部署であることを改めて認識するとともに、自課も含め全庁的に豊川市物品管理規則に定める事務が確実に行われるよう改善されたい。	(改善事項) 1 自課の備品表示票の未貼付及び備品台帳への必要事項の未記載については、速やかに備品表示票の貼付及び備品台帳への必要事項の記載を行いました。各部署に対しては、年度末に文書で通知し、取得した備品と備品台帳との確認を依頼し、備品表示票の未貼付及び備品台帳への未登録等が無いように周知します。 今後も全庁的に豊川市物品管理規則に定める事務が確実に行われるようにするため、定期的に文書で通知し、周知、徹底を図るよう取り組んでいきます。

(注) 上記の措置状況は、令和3年2月12日現在のものである。